



Newsletter

2025 年 11 月号

テーマ

税務動向

- [国税庁、2025 年下半期の国税行政運営方案を発表](#)
- [国税庁、雇用創出中小企業に対して税政支援](#)

例規・判例

○裁判所

- [国内未登録特許権使用料が韓米租税協約上の国内源泉所得に該当するか否かが問題になった事件](#)

2025. 11. 25

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税務動向

国税庁、2025年下半期の国税行政運営方案を発表

国税庁は11月3日（月）、全国税務官署長会議を開催し、「国税行政運営方案」を発表しました。今回の会議では重点課題として「国税行政のAI大転換」、「国税滞納管理団の新設」、「現場常駐調査の最小化」等国税行政のパラダイムを変えるための革新方案が議論されました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ AI時代を先導する国税行政のAI大転換

- (推進方向) 大々的な投資と改革を通じて納税サービス、税務調査、滞納管理、申告管理等すべての税政プロセスをAI中心に全面改編
- (推進日程) インフラ構築のための予算確保を可能な限り迅速に進め、'26～'27年課題開発および'28年本格的なAIサービスの開始を推進
- (インフラ構築) 課税情報を保護し、国税業務特化モデルを活用するため、最新GPUを確保して「国税庁専用AIインフラ」を構築
- (データ管理) AI学習に活用されるデータの信頼性を確保するため、記録および証憑資料の管理実態を点検し、記録管理の定型化を推進

○ 民生経済の回復と成長のための合理的な税政の実現

- (多角的税政支援) 景気低迷、災難・災害により困っている小商工人へ還付金を早期支給し、納付期限の延長、納税担保の免除などで資金流動性を提供
- (新成長の後押し) AI中小企業にR&D税額控除等の税制優待を案内するために専用の相談窓口を新設し、税務検証も最小化
- (輸出企業支援) 関税被害等で経営上の困難に直面している輸出中小・中堅企業に対して資金流動性の支援、税務検証の排除等を実施
- (税務調査慣行革新) 定期税務調査時に調査チームが企業に常駐する期間を可能な限り短縮する等調査方式を納税者の観点から改善

○ 租税正義を立て直す公正税政の実現

- (全数確認の実施) 「国税滞納管理団」を新設して滞納者全数の実態を確認し、類型分類を通じて個々に合わせた徴収体系を構築
- (調査規模の管理) 調査規模は例年の水準を維持し、対内・対外の経済環境と人材状況、調査の必要性等を考慮して柔軟に運営

○ 成功的国政運営を支える安定的な税収確保

- (申告案内の強化) 納税者に合わせた申告案内資料を拡大提供し、業務と関係ない費用の控除、控除限度の超過等ミスによる過少申告を防止
- (租税支出の整備) 現在施行されている租税支出の全項目を深層分析・評価し、実効性の低い控除・減免制度の発掘および整備を建議

国税庁、雇用創出中小企業に対して税政支援

国税庁は‘26 年に常時勤労者数を‘25 年に比べ 2%・3%（最小 1 名）以上増員させる計画を持っている中小企業に対して、‘24 事業年度（帰属）法人税・総合所得税の定期税務調査対象選定から除外する税政支援を提供すると明らかにしました。今回の雇用創出中小企業に対する税政支援対象は、‘24 事業年度帰属の収入金額が 1,500 億ウォン以下の租税特例制限法上の中小企業であり、11 月 3 日からホームタックスにて「雇用創出計画書」を受け付けることができます。

主な内容は次の通りです。

主要内容

○ 税政支援の対象

- ‘24 事業年度（帰属）の収入金額が 1,500 億ウォン以下の租税特別制限法上の中小企業であり、‘26 年に常時勤労者数を‘25 年に比べ 2%・3%（最小 1 名）以上増員させる計画を持って「雇用創出計画書」を提出し、該当計画を履行した法人および個人事業者

○ 税政支援の内容

- ‘24 事業年度（帰属）法人税・総合所得税の定期税務調査対象選定から除外

○ 雇用創出計画書の提出方法

- ホームタックス公認認定書又は ID でログイン：支給明細書・資料提出・公益法人 ⇒ 課税資料の提出 ⇒ 所得・法人税関連資料の提出 ⇒ 雇用創出計画書の提出
- 提出期間：‘25.11.3.～12.1.

例規・判例

【裁判所】国内未登録特許権使用料が韓米租税協約上の国内源泉所得に該当するか否かが問題になった事件

（最高裁判所 2025. 9. 18. 宣告 2021 ドウ 59908 判決、破棄差し戻し）

■争点

（全員合議体）国内未登録特許権使用料が韓米租税協約第 6 条第 3 項、第 14 条第 4 項第 a 号にて定めた特許の国内使用に対する対価として国内源泉所得に該当するか否か（積極）

■事案

国内半導体会社である原告は、アメリカでアメリカ法人から特許侵害訴訟を提起された後、2013 年アメリカ法人とその訴訟を終了しアメリカ法人が保有したアメリカ登録特許権（以下、「この事件特許権」）に関するライセンスが許可される内容の特許権ライセンスおよび和解契約（以下、「この事件契約」）を締結した。原告はこの事件契約によりアメリカ法人に使用料（ロイヤリティー、以下、「この事件使用料」）を支払い、課税官庁である被告に源泉徴収分の法人税を納付した。その後、原告はこの事件使用料が国外にのみ登録され、国内には登録されていない、いわゆる「国内未登録特許権」に対するものなので、国内源泉所得ではないという従来の判例法理（最高裁判所 2012 ドウ 18356 判決等）を根拠に被告に納付した源泉徴収分の法人税の還付を求める更正請求を行ったが、被告がこれを拒否すると、その拒否処分の取り消しを請求した。

判決要旨

（...）国内未登録特許権に対する使用料が国内源泉所得に該当するか否か

イ. 関連法理

韓米租税協約は旧法人税法第 93 条第 8 号にて規定する「使用地を基準にして使用料所得の国内源泉所得該当有無を規定している二重課税防止協約」に該当する。韓米租税協約による「使用地」を確定するには、まず「使用」の意味を明確にする必要がある。しかし、韓米租税協約は「使用」の意味を別途定義していない。そのため、韓米租税協約第 2 条第 2 項内容により「使用」の意味は租税が決定される締約国である韓国の法律によって解釈しなければならない。これに関して旧法人税法第 93 条第 8 号内容後文は、国内未登録特許権が国内製造・販売等に使用される場合には、国内登録有無に関係なく国内で使用されたものとみなすと規定している。ここで「使用」は独占的効力を持つ特許権自体を使用するのではなく、その特許権の対象になる製造方法・技術・情報等（以下、「特許技術」）を使用するという意味とみなすべきである。従って、国内未登録特許権の特許技術が国内で使用されたならば、その対価である使用料所得は国内源泉所得に該当する。（...）

韓米租税協約第 14 条第 4 項第 a 号の「使用」は単に「特許」にのみ個別的に分離され対応するものでなく、この条項に提示された無形資産一切に総体的・包括的に対応する概念である。この条項は著作権、特許、意匠、新案、図面、秘密工程、秘密公式、商標およびこれに類似した財産・権利、知識、経験、技能等の様々な無形資産を列挙している。この中には、特許、意匠、新案等のように登録を権利の発生要件とする無形資産もあるが、著作権、秘密工程、知識、技能等のようにそうでない無形資産もある。このような無形資産一切に共通的に適用できる意味の「使用」は、登録を通じて独占的効力を持つようになった権利自体の「使用」ではなく、無形資産を構成する技術や情報等の「使用」である。（...）

特許権の属地主義は、特許権の効力発生地又は侵害地に関する原則であるだけで、特許技術の使用地と直接関わっている原則ではない。つまり、特許権自体は登録された国内でのみ効力を持ち、この効力範囲内で侵害されるだけだが、その特許技術は特許登録の有無や登録国と関係なくどこでも使用できる。（...）

□. 判例の変更

これとは異なり、特許権の属地主義に基づき、韓米租税協約第 6 条第 3 項、第 14 条第 4 項の特許の「使用」の意味を「特許権の効力が及ぶ国内での実施」と解釈し、国内未登録特許権の国内使用を観念できないと判断した最高裁判所 1992.5.12. 宣告 91 号 6887 判決、（...）、最高裁判所 2022.2.24. 宣告 2019 ドウ 47100 判決等は、この判決の見解と相反する範囲内ですべて変更することとする。

ハ. この事件に対する判断

原審は、該当使用料が国内未登録特許権に対するものであるという理由だけで、その特許技術が国内での製造・販売等に事実上使用されたか否かを確認しないまま、直ちに国内源泉所得に該当しないと判断した。このような原審の判断には韓米租税協約上の国内未登録特許権に対する使用料の国内源泉所得該当有無に関する法理を誤解したあまり、必要な審理を行わなかったため、判決に影響を及ぼした誤りがある。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG (Japanese Services Group) の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございます場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook）/ TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun）/ TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC